

日本で麻農業をはじめよう

聞いておきたい
大麻草の正しい知識



赤星 栄志

あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院より博士号（環境科学）取得。学生時代から環境・農業・NGOをキーワードに活動を始め、農業法人スタッフ、システムエンジニアを経て様々なバイオマス（生物資源）の研究開発事業に従事。現在、NPO法人ヘンプ製品普及協会理事、日本大学大学院総合科学研究科研究員など。主な著書に、『ヘンプ読本』（2006年・築地書館）、「大麻草解体新書」（2011年・明窓出版）など。

連絡先：麻類作物研究センター
akahoshi@hemp-revo.net

本連載では、大麻草を研究テーマに掲げて博士号を取得した赤星栄志氏が、科学的な視点でこの植物の正しい知識を解説し、国内での栽培、関連産業の可能性を伝える。日本国内では麻の生産がほとんどないために、麻商品は輸入に依存している。これまでに発生した「大麻輸入未遂事件」になりかねないトラブルの事例を紹介しながら、輸入の現状とポイントを紹介する。

11 麻商品の輸入の現状とポイント

大麻草（以下、麻とする）からできた商品で商売を始めようとしたとき、原材料の調達という大きなハードルがある。日本国内で栽培しているところはほとんどないので、商売ロットで考えると必然的に海外からの輸入に頼らざるを得ない。

しかしながら、いざ麻製品を輸入しようとしても税関で引っかかるのではないかと、思わず考えてしまっている。どこまでが合法でどこからが違法なのかは、素人から見ると全く分からないことだらけである。実際にあった麻商品輸入時のトラブルを紹介

介しながら、日本への輸入についてのポイントを紹介していく。

麻布や麻糸の輸入

貿易取引では国際的なルールとしてHSコードをつけることが義務付けられている。HSコードとは、あらゆる物品につけて、貿易上、それが何であるのかを世界各国で共通して理解できるように取り決めた6桁の分類番号のことである。1983年に「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」として採択され、88年1

月に発効した。全部で5052項目あり、97類1220項にまとめられている。表1に日本に輸入可能な麻商品のHSコードをまとめた。麻布や麻糸のHSコードは「その他の植物性紡織用繊維・その織物、紙糸・その織物」（第11部第53類）に分類される。

90年代後半から麻布や麻糸を輸入してきた業者によると、当初はただの布なのに原料名に「大麻」の表記があれば試薬で検査されたという。さすがに今ではそのようなことはないが、税関という役所は、不正な貿易取引を取り締まる場所なので、大麻という文字には敏感だ。とはいえ、大麻取締法では麻茎と種子は規制の対象外なので、麻布や麻糸は何の問題もない。

輸入差し止めの原因は

オガラに混入した葉っぱの小片

麻の一次加工方法やヨーロッパの

表1 日本に輸入可能な麻商品とHSコード

H.S.コード	品目	該当する商品
① 5302.10-000	大麻（生のもの、レッティングしたものに限り）	・収穫されたままの生の麻 ・レッティングした麻
② 5302.90-000	その他のもの	・大麻繊維：スカッチングした麻（原麻ともいう） ・大麻スライバー：コムした麻（紡績糸用の原料） ・大麻のトウ、くず （紡績時に発生する綿状の繊維くず）
③ 5308.20-000	大麻糸	①の原料からできた紡績糸
④ 5311.00-020	大麻織物・紙糸の織物	③の糸からできた織物
⑤ 4401.30-000	のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない）	スカッチングの際に除去された大麻の堅い木質部（いわゆるオガラのこ）
⑥ 1207.99-010	大麻の種	アサの実（ただし、輸入時に非発芽処理が必要）
⑦ 1515.90-510	動物性/植物性の油脂・その分解生産物、調製食用脂、動物性/植物性のろうーその他のもの	麻種子油（ヘンプシードオイル） 酸価が0.6を超えるものなので、税率は8.5円/kg



図1：税関で引っかかったオガラ（左）、麻の実（中）、大麻の葉（右）



図2：ホームセンター等で販売している麻の実

大麻キャンディー、大麻ワイン、大麻ビール、
大麻化粧品などの輸入について

最近、大麻入りを標榜する食品（キャンデー、ワイン、ビール、クッキー等）、化粧品（ハンドクリーム、ローション、石鹸、シャンプー等）などの業者による輸入、あるいは外国郵便、自己携帯などによる個人輸入があり、通関の可否の判定について判定を行なう必要が生じていますが、これについて、今後下記のようにお願いいたします。

記

大麻取締法では、「大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）並びに大麻草の種子及びその製品」以外は、規制対象であることに鑑み、次のように対応することとする。

- (1) 専ら大麻の繊維あるいは種子のみを加工したものであることが表示等で明らかであるものについては、輸入は可
- (2) 大麻を原料としていることは確実であるが、原料の部位が製品表示などでは不明なものについては、ア 繊維あるいは種子のみであることが確認できれば、輸入は可（製造過程の証明書等で確認）
イ 不明のままであれば、輸入は不可
- (3) 大麻の葉、花、未成熟茎などが原料であるものが明らかなものについては、その加工の程度、含有量を問わず、輸入は不可。

厚生省医薬安全局麻薬課 事務連絡 平成 11 年 1 月 28 日

図3：厚生労働省が発行した事務連絡の内容

ホームセンターやペットショップで販売している麻の実（図2）を大量に購入して、畑に撒けば何粒かは芽が出て収穫できる！という都市伝説を耳にしたことがあるだろうか。残念ながら、これは昔の話で、今では輸入した麻の実はすべて芽が出ないように熱処理がされている。

事例で紹介した麻の繊維とオガラの分離は、100%完璧にしようと思いうとかなり難しい。私を知っている範囲ではオガラの輸入に失敗して100万円単位の損失を出してしまっただけがある。それは、オガラの中にほんのわずかな麻の葉っぱが混ざっていたからである（写真1）。

馬の敷わらとして利用するつもりだったオガラは、窓口となった税関のとても熱心な検査によって爪の先にも満たない小片の葉っぱが見つかったため、輸入差し止めとなった。税関職員は1tのオガラをふるいにかけて、葉とオガラをきれいに分離すれば輸入許可できると言ってきたが、その作業手間とコストを考えると、とてもじゃないけれど無理な話である。

例えば、1tのオガラの中に1%の葉っぱや種子を含む夾雑物があると、オガラの中に10kg分の「大麻（葉）」を巧妙に隠したという大麻輸入未遂事件になってしまっているのである。こうなると、たいいては輸入品を任意放棄して、税関に焼却処分をお願いすることになる。当然、お客からはクレームが来るし、材料代、郵送費、輸入手続費用は全額負担となってしまう不条理な世界だ。

オガラを安心して輸入するには、葉っぱが1枚も混入しないクリーニングシステムを持つ一次加工会社を選ばないといけない。ちなみに、EUで栽培されているマリファナ（THC）成分0・2%の産業用の品種であっても、日本の税関ではほんのわずかな量でも引っかかってしま

う。大麻取締法によって品種に関係なく葉の部分については輸入が厳しく禁じられているためである。

オガラは麻の繊維を剥いだあとに残る茎で、HSコードでは、第44類の木材およびその製品ならびに木炭の「のこくず・木くず」に分類される。植物学上もオガラのところを木質部と呼んでいることから、意外にも科学的に妥当な解釈をHSコードで採用している。

麻の実にまつわる都市伝説の嘘

麻の実は、鳥のエサ、七味唐辛子の一味、機能性食品の麻の実ナッツとして日本国内で流通している。これらは外国で替および外国貿易法（外為法）輸入貿易管理令の輸入公

表に定める通関時税関確認品目であるため、熱処理等によって発芽不能となったかどうかの証明書が輸入する際に必要となる。なお、この証明書は用途に関係なく、すべての麻の実に適用される。

しかし、麻農家がヨーロッパの優れた産業用品種を導入しようと輸入を試みた際にはこのルールに阻まれた。播種して栽培したいのに発芽不能にされて、全く意味がなくなってしまうのだ。

この熱処理証明書は、「当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行したものに限り」となっており、エサや食品なのに麻薬管轄の部署が窓口となる。発芽不能であるかどうかを確認するために発芽試験まで行なわれる。

日本で麻農業をはじめよう 11 麻商品の輸入の現状とポイント

表2 日本に輸入できない麻商品

	H.S. コード	品目	該当する商品
①	1211.90-600	その他のもの 品名：3 大麻草	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物・その部分 (種・果実を含み、生鮮のもの・乾燥したものに限るものとし、切り/碎き/粉状にしたものであるかないかを問わない)
②	1301.90-990	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン (例えば、バルサム) —その他のもの	大麻草から得た大麻樹脂 (粗のもの又は精製のもの)
③	1302.19-220	大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	大麻属の植物のエキス及びチンキ (他物質を添加したことにより調製食料品、医薬品等の性格を有するものは、この項には含まない)

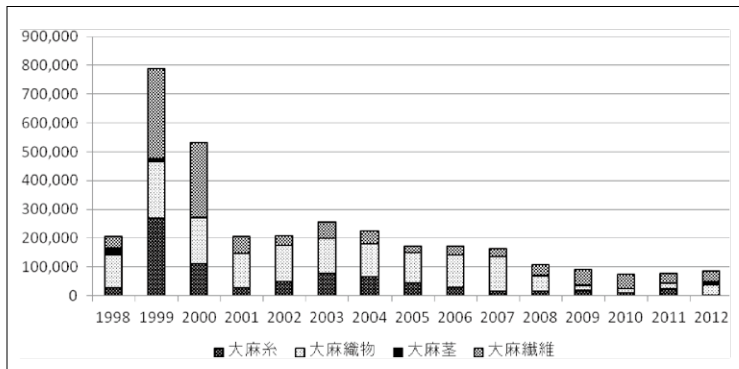


図4：大麻繊維原料の輸入統計 (単位：kg)

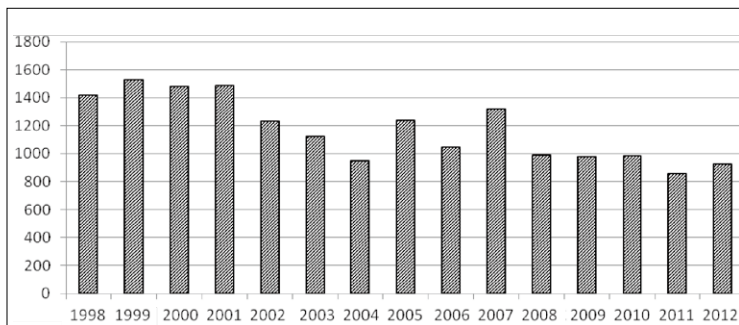


図5：麻の実の輸入統計 (単位：t)

輸入差し止めになった大麻キャンデー

大麻の花穂のエキスをブレンドした大麻キャンデーは一時期、日本でも流通していたが、税関の検査でTHC成分が検出されたことから原料に花穂を使っていたことから輸入差し止めとなった。そのときに厚生労働省から発行された事務連絡の内容を図3に示した。

他にもいくつかの通知が発行されているが、この「お約束」が輸入実

務において最も分かりやすい。この事務連絡に従って、麻の原料や商品を入力するときには、税関の事前指示によるHSコードを確認し、製造工程が分かる書類や成分表などを揃えておけば良い。

麻は嗜好品や医薬品に広く使われていた長い歴史があるため古くから貿易取引される商品だった。現在のHSコードにも、日本へは輸入できない①大麻草そのもの、②大麻草から得た大麻樹脂、③大麻属の植物のエキスおよびチンキの3つのコード

が品目として明記されている(表2)。麻葉に関する単一条約での規制があるにも関わらず、貿易品目にきちんと存在していることが面白い。麻と人類の歴史の深さを垣間見ることが出来る。

日本への輸入は、原則として違法であるが、大麻研究者免許を持つ者が厚生労働大臣の許可を受ければ、例外的に輸入可能となる。おそらく国際的な大麻事件があった場合、鑑用に輸入するときに使われるものである。

麻繊維と麻の実の日本への輸入の実態

麻商品の日本への輸入量の推移を見てみよう。図4に大麻繊維原料の輸入量の推移を示した。2000年前後のヘンプ・ファッシュيونブームの頃には大麻繊維原料が800t近くまであった。大手アパレルメーカーが撤退してからは細々としたヘンプ衣料品輸入ビジネスが続いている。07年のリーマンショック以降、麻から撤退する業者も増えたため、貿易取引量がさらに落ち込み、12年には最盛期の10分の1に相当する80tとなっている。

しかしながら、日本国内では麻を織物にする工場が限られており、繊維原料、糸、生地、の形ではなく、完成品として輸入した場合は、この統計にはあまり反映されない。よって、実際の麻衣料品ビジネスが縮小しているのか広がっているのかはこのデータから正確には読み取れない。

一方、麻の実の輸入量は1000t前後を推移している(図5)。大部分は鳥のエサの市場で流通している。アンパンなどのパンの上に飾られているケシの実が約600tなどで、それよりもやや多い量が輸入されているのが実態である。